

規約の改正について

第2回 福井県二級水系流域治水協議会
令和3年6月4日

1. 流域治水をあらゆる関係者の協働により進める

課題

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

対応

◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。

◆併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

氾濫を防ぐための対策
～ハザードへの対応～

(しみこませる※)

雨水浸透施設(浸透ます等)の整備
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

(ためる※)

雨水貯留施設の整備、
田んぼやため池等の高度利用
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

ダム、遊水地等の整備・活用

⇒ 国・都道府県・市町村、利水者

(安全に流す)

河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、
雨水排水施設等の整備

⇒ 国・都道府県・市町村

(氾濫水を減らす)

堤防強化等

⇒ 国・都道府県

※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

被害対象を減少させるための対策
～暴露への対応～

(被害範囲を減らす)

土地利用規制、高台まちづくり
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備

⇒ 市町村

(移転する)

リスクが高いエリアからの移転促進
⇒ 市町村、企業、住民

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
～脆弱性への対応～

(避難体制を強化する)

ICTを活用した河川情報の充実
浸水想定等の空白地帯の解消
⇒ 国・都道府県・市町村・企業

(被害を軽減する)

建築規制・建築構造の工夫
⇒ 市町村、企業、住民

(氾濫水を早く排除する)

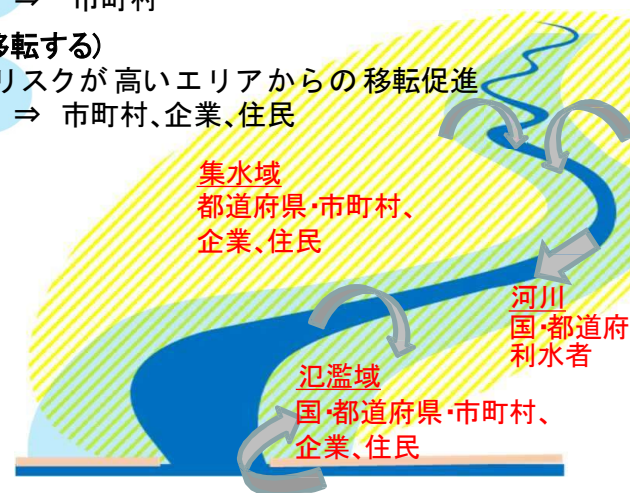
排水門の整備、排水ポンプの設置
⇒ 市町村等

(早期復旧復興に備える)

BCPの策定、水災害保険の活用
⇒ 市町村、企業、住民

(支援体制を充実する)

TEC-FORCEの体制強化
⇒ 国・企業



凡例

河川での対策 集水域での対策 氾濫域での対策

(出典:九頭竜川流域治水協議会より)

2. 協議会の構成員の拡充について

あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することが重要であるが、現行の構成員はほとんどが行政機関のみ。



より多くの幅広い意見を取り入れるために、防災・減災に係る企業・団体等も構成員に含めるように、規約を改正したい。

現行の協議会の構成員名簿

| 機 関 | 役 職 |
|---------------|-------------|
| 福井市 | 市長 |
| 敦賀市 | 市長 |
| 小浜市 | 市長 |
| あわら市 | 市長 |
| 南越前町 | 町長 |
| 越前町 | 町長 |
| 美浜町 | 町長 |
| 高浜町 | 町長 |
| おおい町 | 町長 |
| 若狭町 | 町長 |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署長 |
| (研) 森林研究・整備機構 | 福井水源林整備事務所長 |
| 気象庁 | 福井地方気象台長 |
| 福井県 | 安全環境部長 |
| 福井県 | 農林水産部長 |
| 福井県 | 土木部長 |

(敬称略)

協議会の構成員名簿の改正案 (赤字は追加提案する機関)

| 機 関 | 役 職 |
|---------------|----------|
| 福井市 | 市長 |
| 敦賀市 | 市長 |
| 小浜市 | 市長 |
| あわら市 | 市長 |
| 南越前町 | 町長 |
| 越前町 | 町長 |
| 美浜町 | 町長 |
| 高浜町 | 町長 |
| おおい町 | 町長 |
| 若狭町 | 町長 |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署長 |
| 気象庁 | 福井地方気象台長 |
| 国土地理院 北陸地方測量部 | 部長 |
| 福井県 | 安全環境部長 |
| 福井県 | 農林水産部長 |
| 福井県 | 土木部長 |

(敬称略)

オブザーバー

| | |
|---------------|-------------|
| (研) 森林研究・整備機構 | 福井水源林整備事務所長 |
| 福井県防災士会 | 理事長 |
| (一社) 福井県建築士会 | 会長 |
| (一社) 日本損害保険協会 | 北陸支部事務局長 |
| 北陸電力(株) | 大野水力センター所長 |

(敬称略)

2. 協議会の構成員の拡充について

協議会の構成員名簿の改正案 (赤字は追加提案する機関)

| 機 関 | 役 職 |
|---------------|----------|
| 福井市 | 市長 |
| 敦賀市 | 市長 |
| 小浜市 | 市長 |
| あわら市 | 市長 |
| 南越前町 | 町長 |
| 越前町 | 町長 |
| 美浜町 | 町長 |
| 高浜町 | 町長 |
| おおい町 | 町長 |
| 若狭町 | 町長 |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署長 |
| 気象庁 | 福井地方気象台長 |
| 国土地理院 北陸地方測量部 | 部長 |
| 福井県 | 安全環境部長 |
| 福井県 | 農林水産部長 |
| 福井県 | 土木部長 |

(敬称略)

オブザーバー

| | |
|---------------|-------------|
| (研) 森林研究・整備機構 | 福井水源林整備事務所長 |
| 福井県防災士会 | 理事長 |
| (一社) 福井県建築士会 | 会長 |
| (一社) 日本損害保険協会 | 北陸支部事務局長 |
| 北陸電力(株) | 大野水力センター所長 |

(敬称略)

【被害の軽減・早期復旧・復興のための対策】

【北陸地方測量部】 について



土地の成り立ち、災害記録や自然災害発生リスク等の情報を整備し、情報発信するなど、被害を軽減する対策に寄与している。

【福井県防災士会】 について



地域防災マップやマイタイムライン作成の講習会開催など、被害を軽減する対策に寄与している。

【氾濫を防ぐための対策】

【北陸電力】 について



利水ダム管理者であるが、治水協定を締結し事前放流に協力するなど、ためる対策に寄与している。

【福井県建築士会】 について



被災地における罹災証明の支援協定を市町と締結するなど、早期復旧復興に備える対策に寄与している。

【日本損害保険協会】 について



ぼうさい探検隊や損害保険等の手続きなど、早期復旧復興に備える対策に寄与している。

3. 協議会の規約改正(案)

福井県二級水系流域治水協議会 規約

<改正案>

(設置)

第1条 「福井県二級水系流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、二級水系において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行および招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行および招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 二級水系の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討
二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表
三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
四 その他、流域治水に関して必要な事項

(流域治水プロジェクトを策定する水系)

第6条 流域治水プロジェクトを策定する水系は、次の水系とする。
・河川整備計画に基づき河川整備を予定している水系
(笙の川水系、井の口川水系、早瀬川水系、多田川水系)
・その他、協議会が必要と認める水系

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道関係を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、県のホームページ等において積極的に公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、福井県土木部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1. 本規約は、令和3年1月29日から施行する。
2. 本規約は、令和3年6月〇〇日に一部改正する。

別表1

| 機 関 | 役 職 |
|---------------|-------------|
| 福井市 | 市長 |
| 敦賀市 | 市長 |
| 小浜市 | 市長 |
| あわら市 | 市長 |
| 南越前町 | 町長 |
| 越前町 | 町長 |
| 美浜町 | 町長 |
| 高浜町 | 町長 |
| おおい町 | 町長 |
| 若狭町 | 町長 |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署長 |
| 気象庁 | 福井地方気象台長 |
| 国土地理院 北陸地方測量部 | 部長 |
| 福井県 | 安全環境部長(敬称略) |
| 福井県 | 農林水産部長 |
| 福井県 | 土木部長 |

オブザーバー

| | |
|---------------|-------------|
| (研) 森林研究・整備機構 | 福井水源地整備事務所長 |
| 福井県防災士会 | 理事長 |
| (一社) 福井県建築士会 | 会長 |
| (一社) 日本損害保険協会 | 北陸支部事務局長 |
| 北陸電力(株) | 大野水力センター所長 |

(敬称略)

別表2

| 機 関 | 役 職 |
|---------------|----------------|
| 福井市 | 河川課長 |
| 敦賀市 | 道路河川課長 |
| 小浜市 | 都市整備課長 |
| あわら市 | 建設課長 |
| 南越前町 | 建設整備課長 |
| 越前町 | 建設課長 |
| 美浜町 | 土木建築課長 |
| 高浜町 | 建設整備課長 |
| おおい町 | 建設課長 |
| 若狭町 | 建設水道課長 |
| 近畿中国森林管理局 | 福井森林管理署次長 |
| 気象庁 | 福井地方気象台 防災管理官 |
| 国土地理院 北陸地方測量部 | 防災情報管理官 |
| 福井県 | 安全環境部 副部長 |
| 福井県 | 農林水産部 副部長 |
| 福井県 | 土木部 副部長 |
| 福井県 | 福井土木事務所長 |
| 福井県 | 三国土木事務所長 |
| 福井県 | 丹南土木事務所長 |
| 福井県 | 嶺南振興局 敦賀土木事務所長 |
| 福井県 | 嶺南振興局 小浜土木事務所長 |

(敬称略)